

《講 演》

# 近年の日本の選挙動向\*

—選挙制度の政治的効果と投票行動の変化—

## 目次

- I はじめに
- II デュヴェルジエの法則
- III 現在の投票行動をどのように理解すべきか
- IV 日本における選挙事情の変化
- メデイアン・ヴォーターの存在
- むすび

## はじめに

### 一 二種類の選挙制度

「人間は諸制度の総和である」とK・マルクスは述べたことがあります。人間が社会秩序を維持するために制度を整えた途端、今度は人間が制度に沿った行動を取らなくてはならなくなります。選挙制度にもそれと同じような

古 田 雅 雄

ことがいえます。これを選挙制度の政治的效果と呼んでおきましょう。

本日の講演では、まず、選挙制度の説明とその制度がもたらす政治的效果について話します。次に、選挙制度を使用する有権者の態度・姿勢を解説します。最後に、今後予想される選挙のシナリオから選挙制度と有権者の投票行動との関係を整理しておきます。

世界には選挙制度は数多くありますが、選挙制度は基本的に二種類から成り立ちます。ひとつは小選挙区制です。たとえば、英国、米国、カナダ、インドなどで実施されているものです。各選挙区において一票でも多く獲得した第一位の候補者が、その選挙区のひとつの議席を代表する選挙制度です。これは多数代表制とも呼ばれます。もうひとつは比例代表制です。有権者は選挙区において、通常は政党名を投票用紙に書いて投票します。議席算出は様々な方法がありますが、基本的には各党の得票比に応じて、複数の議席を各党に比例配分します。たとえば、イスラエル、ベルギー、オランダなど採用している国が多くあります。こちらのほうは少数代表制とも呼ばれています。二つの選挙制度を組み合わせた制度が混合型の選挙制度です。国によって小選挙区制と比例代表制の組合せの内容を変えています。たとえば、ドイツは比例代表制に重点を置いたものですが、日本では小選挙区制に重点を置く混合型の選挙制度を採用しています。二つの選挙制度の、内容上の組合せを変えれば、選挙制度の数は非常に多くなります。

選挙制度には、それが意図する思想とか理念とかがあります。小選挙区制は、政権レベルを視野に入れた制度のため、二大政党制になりやすく、どちらか一党による単独政権を成立させ、その結果、一党が政権を担当するので政治が安定する、とよく言われます。それに対して、比例代表制は民意を議席に映し出すため多党制になります。そのため複数の政党による連立政権が成立し、与党間の合意を得にくいために政治が不安定になりやすい、と説明

されることがあります。もちろん、こういう説明は小選挙区制を好ましい制度と見なす人たちがよく主張しますが、小選挙区制の思想はあくまでも政権レベルの視点に立って考えられた制度です。もう一方の比例代表制は民意の正確な反映を考えた制度です。だから、両制度の意図が異なっているので、どちらが良い選挙制度だとは一概に言えません。

では、日本の選挙制度はどのようなものでしょうか。次に日本の選挙制度を説明しておきましょう。

## 二 日本の選挙制度

一九九三年まで日本の衆議院選挙では、各選挙区から人口数に応じて定数二名から五名の代表を選ぶ、単記非移譲式の中選挙区制を採用していました。一九九四年の政治改革によって、小選挙区比例代表並立制が導入されました。全国三〇〇の選挙区からそれぞれ一名の代表者を選ぶ小選挙区制、それに全国を一一のブロックに分けて各政党の得票の比例配分から計一八〇名(当初二〇〇名)の代表者を選び出す比例代表制を並立させた選挙制度になりました。だから、有権者はそれぞれ一票を投票できます。そのうち一票は小選挙区で候補者名を書きます。それを集計し単純多数で当選者を決定し、もう一票は政党名を書いて比例配分(ドント式で計算)して議席を決定します。衆議院選挙の場合、小選挙区と比例区に両方立候補できる重複立候補制度もあり、小選挙区で落選しても、比例区で救済(当選)されることもあります。

参議院の選挙制度は全定数二四二議席(三年ごと半数改選)であり、そのうち選挙区(都道府県単位)は各県の人口数に応じて、定数は一名から四名の代表者を選びます。計一四六名(三年ごとに七三議席改選)の参議院議員を選びます。一名だけ選ぶ県は二九県あります。それらの県は事実上、小選挙区制を採用しているのと同じです。

二名以上を選ぶ都道府県は、かつての衆議院が採用していた中選挙区制と同じ選挙制度を実施しています。さらに全国をひとつの選挙区とした比例区（ドント式で計算）があります。九六議席（三年ごとに四八議席改選）を選びます。

日本の国政レベルの選挙制度を数えれば、衆議院選挙では二つ、参議院選挙では三つ、と合計五つの選挙制度を使用していることになります。だから、日本一国だけでも五種類使用しているのです。

## I デュヴェルジエの法則

### 一 小選挙区制の政治的効果

政治学では、自然科学とちがって、科学的な法則どおりに結果が出ることはあまりないのですが、それでも、これから説明します「デュヴェルジエの法則」は、選挙制度とその政治的効果として政党制（数）の関係を法則性があるものとして説明されてきました。それは「小選挙区は二大政党制をもたらし、比例代表制は多党制をもたらし」という法則です。

デュヴェルジエの法則には二つの要因が作用しています。ひとつは機械的要因です。もうひとつは心理的要因です。この二要因から小選挙区制の政治的効果が生じます。

第一の機械的要因は次のような効果を生じます。①小選挙区は一議席を争うので、相対的に第一位になった候補者だけが当選（代表）します。だから、第二位以下の候補者は落選（代表なし）します。その結果、②一票でも多く獲得した第一党候補者だけがひとつの議席を獲得する、という過大代表となります。このため第二位以下の候補者に投じた票は、議席に反映されません。いわゆる死票が生じます。③第二党候補者は第一党候補者に勝利できる

選挙区は多くはありません。その結果、第二党候補者には過少代表が生じます。さらに、④第三党候補者は勝利の見込みはなく、さらにいつそう過少代表、つまり当選可能性はまずないということになります。

第二の心理的要因は次のような効果を生じます。①有権者が第三位になりそうな候補者に投票しても、議席を獲得できずに死票になります。有権者は自分の票が議席に反映しないので、二大政党のいずれかの候補者に投票を変更するようになるでしょう。そのため、②小選挙区では第一党と第二党の候補者同士の一騎打ちになり、有権者の投票対象から、第三党候補者は選挙戦では事実上、排除されてしまいます。この点からも政党・候補者数は二に近づきます。

以上から、有権者は、自分が最も嗜好するが当選の見込みのない候補者を見捨て、当選可能性ある二大政党候補者のうちでより好ましい（と思われる）候補者に一票投じるようになります。これを戦略投票と呼びます。

この法則はどのようなメカニズムから生まれるのでしょうか。簡単に説明しますと、小選挙区制で第一回目の選挙をします。かりにその選挙結果で、A党候補者四〇%、B党候補者三〇%、C党候補者二〇%、D党候補者一〇%という結果となれば、単純多数でAが当選します。あとの六〇%の有権者の投票は死票となります。この条件では、B以下は絶対にAには勝てません。それで何年後かの第二回目以降の選挙には、前回負けた政党は議席確保の対策を考えるはずで、たとえば、BとCとが合併して候補者を出すか、あるいは統一候補者を出せば、五〇%となつてAに勝利できます。このように小選挙区制は政党数・候補者数を二つに近づける効果を強制させます。さきほど述べましたように、小選挙区制には単独政権や政権交代を強く意識した選挙制度の思想が作用しています。

しかし、ここで疑問が指摘されます。小選挙区制を採用している国ではすべて二大政党制になっているのか、という疑問です。小選挙区制を採用する国々、米国や英国は確かに二大政党制だが、カナダは多党制ではないか、と

いう指摘があります。もっともカナダの場合、各選挙区を見ますと、選挙区では二大政党制になっています。これはある地域に支持を集中できる地域政党であれば議席を確保できます。だから、各選挙区では二党間の競争なのですが、全国レベルになると多党化している印象を受けます。比例代表制のオーストリアでは、国民党と社会党の二大政党制になっているので、デュヴェルジエの法則どおりになっていない事例があります。オーストリアがなぜそうなっているかは、すぐあとで説明します。

そこである条件を加えて、デュヴェルジエの法則をもっとしっかりと補足する説明があります。G・サルトリの説明を加えれば、この法則がもっと完全になる、と言われます。

## 二 サルトリの限定効果説

サルトリは、選挙制度の作用に影響する理論的枠組みを二つの条件から説明しようとします。ひとつは政党の条件です。それは、政党制の構造化の強さ、という条件です。政党が社会によく根づいているかどうかです。つまり、政党が黨員や組織を充実させた大衆政党であるか、それとも選挙のときだけ活動するような政治家個人中心の名望家政党（または幹部政党）であるか、のいずれであるかという政党組織の構造化の強弱のちがいに着目する視点です。

もうひとつは選挙制度の「拘束性」です。これは有権者の選択を二名の候補者のいずれかしか選ばせない、つまり有権者の選択を拘束する小選挙区制を採用するのか、あるいは拘束しない比例代表制か、のいずれかであるかという選挙制度のタイプに注目する視点です。二つの条件から四つの組合せが考えられます。

第一は、「構造化の強い政党制」と「拘束性の強い選挙制度」の組合せです。政党組織が強固なうえ、小選挙区

制の拘束性のために政党数・候補者数を削減する作用が働き、その結果、二大政党制になる場合です。この事例は英国です。

第二は、「構造化の強い政党制」と「拘束性の弱い選挙制度」の組合せです。比例代表制の（政党数増大）効果が強いとはいえ、それは有権者を拘束する政党組織のために相殺されます。その結果、二つの大政党が選挙で勝利する。この事例はオーストリアです。

第三は、「構造化の弱い政党制」と「拘束性の強い選挙制度」の組合せです。選挙区では二名の候補者が争うが、政党組織が名望家政党タイプのために、その結果、全国規模で二大政党となる保証はありません。この事例は日本です。

第四は、「構造化の弱い政党制」と「拘束性の弱い選挙制度」の組合せです。これは組織政党が不在であり、比例代表制を採用する場合です。これは途上国の場合が該当する、と考えられます。

デュヴェルジェの法則にサルトーリの限定効果説を加えると、次のような仮説が日本の場合には考えられます。衆議院選挙において、確かに小選挙区制の拘束性があっても、それが二大政党制という形で、全国レベルではストレートに作用しない可能性があります。デュヴェルジェ説では、小選挙区制は二大政党制を促進するが、それは英国のような「構造化の強い政党制」で生じる現象であるかもしれないのです。日本の選挙は候補者個人の選挙運動に基づいており、言い換えれば政党が名望家（幹部）政党タイプに近いので、小選挙区で二候補者間の競合が生じても、全国的に二大政党制に近い構図になるとは限らない。つまり、小選挙区制→二大政党制→単独政党に基づく政権交代、という単純な図式になるのかどうか現時点でははっきりと述べるできません。その逸脱例は小選挙区において無所属候補者が当選したり、第三党が議席を確保する場合です。

衆議院小選挙区での議席獲得状況（議席占有率）

総選挙年	1996年	2000年	2003年	2005年
自民党	169 (56%)	177 (59%)	168 (57%)	219 (73%)
新進党	96 (32%)			
民主党	17 (6%)	80 (29%)	105 (35%)	52 (17%)
公明党		7 (2%)	9 (3%)	8 (3%)
社民党	4 (1.3%)	4 (1%)	1 (0.03%)	1 (0.03%)
共産党	2 (0.07%)	0	0	0
保守新党			4 (0.1%)	
その他	3 (1%)	17 (6%)	2 (0.07%)	2 (0.07%)
無所属	9 (3%)	15 (5%)	11 (4%)	18 (6%)
計	300	300	300	300

衆議院比例区での議席獲得状況（議席占有率）

総選挙年	1996年	2000年	2003年	2005年
自民党	70 (35%)	56 (31%)	69 (38%)	77 (43%)
新進党	60 (30%)			
民主党	35 (19%)	47 (26%)	72 (40%)	61 (33%)
公明党		24 (13%)	25 (14%)	23 (13%)
社民党	11 (6%)	15 (8%)	5 (3%)	6 (3%)
共産党	24 (12%)	20 (11%)	9 (5%)	9 (2%)
その他	0 (0%)	18 (10%)	0 (0%)	4 (2%)
計	200	180	180	180

### 三 比例代表制の政治的効果

では、比例代表制の政治的効果についても考えておきましょう。まず、次のようなことが言えます。①第三党以下の政党の議席を妨げる要因が作動することはない。なぜなら、②各党は得票率に比例する議席を配分される、からです。その結果、③多党制を促進するはずです。ただ、日本の並立制には小選挙区に比重があるので、比例代表制ほどの程度の効果を及ぼすかを考えておかなければなりません。

第一に、中小政党も比例区において議席を獲得できるので、それだけ二大政党化傾向を抑制する。具体的には、社会民主党や共産党は小選挙区ではゼロ議席ですが、比例区から



は一定の議席を獲得できます。

第二に、中小政党は比例代表制のほうで票を増やすため、当選を度外視しても、自党を宣伝するのに、小選挙区でも候補者を立てたほうがよいと考えるので、そのことが小選挙区にも立候補を促し、選挙戦にも影響する。それは二大政党の候補者の戦いを攪乱するという、別の効果ももたらしめます。だから、共産党が小選挙区への候補者を控えると、おそらくその票は自民党より民主党に流れると考えられます。中小政党が候補者を立てないようになれば、小選挙区での政党間の連携は強まるはずですが、したがって、小選挙区制の政治的効果が現れます。実際に、自民党は公明党と協力して統一候補者を小選挙区において立て、一定の効果をあげています。

第三に、日本の場合、小選挙区に立候補すると同時に比例区の名簿に記載される、いわゆる重複立候補が可能で、一人の候補者が小選挙区で落選しても、ある条件さえ整えば、比例区で当選できます。そうすると、比例区で当選するために、候補者は小選挙区においてできるだけ有権者にアピールし、比例区の票を増やすことができれば、自ら比例区で当選可能となります。

日本では、純粹な小選挙区制を採用せず、比例代表制を加えた、小選挙区制に重点をおいた並立制の混合型の選挙制度であり、そのうえ重複立候補制を追加するため、デュヴェルジェの法則どおりになるとは限らないことにも注意しておかなければなりません。<sup>1)</sup>

では、選挙制度から見た政治的效果に対して、実際に投票する有権者の選択はどのような志向なのでしょう。これは投票行動をめぐる分析を話さなければなりません。投票行動とは、「有権者が投票に行ったり行かなかったり、またA党に投票したりB党に投票したりするのはどのような要因によるのか」を研究する政治学の一分野です。近年の有権者の投票行動は随分変化しています。

## II 現在の投票行動をどのように理解すべきか

### 一 一九八〇年代から先進国共通の投票行動の変化

具体的な変化は、有権者が示す「支持政党なし」「無党派層」「政党支持の変更」などの増加に現れています。かつて日本でも、政党と一体感を持って一貫して特定政党を支持し続ける有権者が多数存在しました。たとえば、農民は保守的な生活環境の中で暮らすので、自民党に一票投じてきたし、労働組合員はその連帯感から、社会党や民社党を支持してきました。このような有権者を取り巻く生活環境から、固定的に支持政党を決めている場合を「固い支持層（票）」と呼んでおきましょう。

ところが、一九八〇年代以降、日本の戦後世代の大量の政治市場への参入とともに、有権者の投票行動が大きく変わってきました。自ら判断して自己利益に基づいて一票を利用する人々の登場です。とりわけ、当時の若い世代を中心に増加してきました。これは「柔らかない支持層（票）」と呼ばれる有権者であり、固定的に政党との関係を考えず、その時々への判断で選挙に臨む姿勢が観察できます。いわば、一票を自分のために使用する「道具主義・手段主義 (instrumentalism)」と言われる変動票 (volatility) です。

とりわけ都市の変動票と見られがちな若者世代には、相当数のバッファプレーヤー (buffer player、牽制的有権者) といわれる人々が存在する、と言われたされました。「安定志向は強いが自民党が強大化し傲慢になるのは嫌で、それよりは与野党伯仲が好ましい」「自民党が負けるのは困るけれども、あまり勝っても困るので二大政党制に近づけるという目標を考慮に入れて、今回は野党に投票しよう」といった投票行動を採用する有権者が脚光を浴びだしたわけです。

彼らや彼女らにはいくつかの共通する属性があります。たとえば、戦後の高度経済成長時代に生まれ、高学歴者、第三・四次（サービス・情報）産業従事者、郊外の衛星都市居住者、などです。この有権者は、外交とかのハイポリテイクスなどよりも、社会保障、教育、税金、住宅などの日常生活などに関わる、いわゆるローポリテイクスに関心を持っています。このような人々を「生活保守主義者」であると述べてもよいでしょう。だから、このタイプの有権者は、自分に関わる政策、争点、公約、それに政府・与党の（特に経済を中心に）業績を評価し、どの政党・候補者に投票するかを決定します。この現象は固定票を減らし、反対に変動票を増加させています。

## 二 変化を表すキーワード

では、こういった「柔らかな支持層」がますます増加する時代になって、有権者が投票する規準はいったい何でしょうか。それらは争点選択、業績評価、将来期待、党首評価だと説明されます。それぞれの規準は、現在の投票行動を説明する理論では、よく使用される専門用語となっています。四つの規準をもう少し具体的に解説しておきましょう。

争点選択投票 (issue voting) は、「有権者がその時々争点を自分なりに評価し、候補者や政党が掲げる公約を吟味して、だれに投票するかを決める投票の仕方」です。争点に関して政策上の差異が政党間で明確になっているなら、有権者は争点を基準に投票することが指摘されています。たとえば、一九八九年参議院選挙でのリクルート事件を批判するか否か、二〇〇四年参議院選挙での年金改革への賛否、二〇〇五年衆議院選挙での郵政改革の是非などで、有権者はその争点を判断材料に一票を投じます。

業績評価投票 (retrospective voting) は、「有権者が政権政党のこれまでの仕事ぶり（業績）を評価して、プ

スと考える場合には与党に、マイナスと考える場合は野党に投票するという投票の仕方」です。有権者は、特に景気、雇用・失業対策、教育、社会保障など日常生活に直結した政府のパフォーマンスの良し悪しを判断根拠にします。有権者は政権担当者にこれまでの好業績にご褒美として一票を投じ、ダメな場合は別の候補者に投じます。これは賞罰投票とも言われます。

将来期待投票 (perspective voting) は、「政党や候補者の実績は未知数だが、その政党や候補者に有権者が期待をこめて投票する仕方」です。たとえば、与党・現職への失望から、まだ実績がなくても、野党や別の候補者なら期待できそうなので、そちらに票を変更します。これは展望的投票とも言われます。

党首評価 (leadership evaluation) 投票は、「党首の人氣が高い場合は無党派層の投票をひきつける効果がある。その党首を支持する場合はその政党に投票する。党首が不人氣な場合、特に無党派層はその政党に投票しないし、その政党本来の支持者でさえ離反する傾向」を意味しています。たとえば、党首への好感度、情熱、言動、能力、才能、人氣、知名度などの良し悪しがその政党の得票を左右します。

欧米民主国家では、上記の四つの投票規準はすでに一九八〇年代から顕在化したのですが、日本では一九九〇年代後半以降の国政選挙でしか観察できませんでした。一種のタイムラグがありました。それはなぜでしょうか。

その理由は、当時の日本政治に関しての三つの事情があったからです。①自民党以外の政党の政権担当能力への国民の信頼感が醸成されていなかったこと、②「不況対策として公共事業投資」という考え方がまだ一定の効力を有しており、そのため地元選出の自民党候補者による「中央とのパイプ」が有効感としてあったこと、③中選挙区制のため与野党とも議席を確保できたこと、です。それらが四規準による投票行動を顕在化させませんでした。ところが、一九九三年の自民党単独政権時代が終了し、つまり「五五五体制」が崩壊した後、四規準の徴候が次第に

選挙において見られるようになってきました。では、どのような徴候なのでしょう。それを近年の選挙から確認しておきましょう。

### Ⅲ 日本における選挙事情の変化

#### 一 一九九八年参議院選挙

一九九八年七月参議院選挙前、当時の橋本内閣は財政再建路線に固執した政策を取り続け、景気回復のための財政支出を拒否していました。また、消費税を現在の5%まで引き上げ、国民生活に窮乏を強いる結果となりました。その方針の可否を別にして、有権者は橋本政権の再建路線を「悪業績」と判断しました。橋本内閣の経済政策の評価では、「大いに評価する」と「やや評価する」を合わせても一四・八%でしかありませんでした。同じ評価で自民党支持者中でも六七・七%でした。無党派層のうち男性四〇%は野党を支持しました。ただ、女性では野党への投票は二五%しかありませんでした。将来の生活や景気に不安を感じる有権者は、政府・与党への「業績評価の悪さ」で、民主党を選択したのです。実際に自民党内からも「橋本では選挙に勝てない」という声が出始め、結果的に自民党が大敗を喫しました。

#### 二 二〇〇〇年衆議院選挙

二〇〇〇年六月衆議院選挙では、当時の森首相個人に対する低い評価がありました。たとえば、森首相は、自民党総裁の選出経緯の不透明さとともに、指導者の資質として問題となるような発言や行動を繰り返し、ひんしゆくを買うことが多々ありました（例…「神の国」発言、「有権者は投票日には寝ていてくれたほうがよい」発言、えひ

め丸事件の対応のまずさなど)。同時に、いっこうに改善されない景気対策への不満がありました。それは選挙結果となって現れました。自民党は小選挙区の全国集計では四一％を獲得できたのですが、比例区では二八・三％しか集票できなかったのです。両選挙区の得票差は、いわば自民党から離れていった支持の割合を表しています。これは首相と業績への不満でした。それに対して、民主党は小選挙区では二七・六％、比例区では二五・二％とほぼ同じ数字です。

### 三 二〇〇一年参議院選挙

二〇〇一年七月参議院選挙では、前年の総選挙で後退した自民党は、この選挙では大勝します。前回の国政選挙から一年しか経ていないのに、この選挙結果をどう考えればよいのでしょうか。この選挙前に、森首相辞任にともない、自民党総裁選挙がありました。その時、ちょっと異常なぐらいの小泉ブームが起こり、そして小泉政権が誕生したのですが、まだ同政権が本格始動する前に七月に参議院選挙がありました。

自民党大勝の原因として、次の点が考えられます。①小泉首相への期待が有権者にあります。自民党の得票は、前年の総選挙の二八・三％からこの参議院選挙では四〇・一％と急増しました。その中でも、②無党派層が自民党に投票した数字では、二〇〇〇年の三三％から二〇〇一年の四三％にまで跳ね上がりました。そのため、民主党は二〇〇〇年三七％から二〇〇一年二〇％まで票を減らすことになりました。実際に世論調査によると、③自民党は「改革という言葉が最も当てはまる政党」(有権者の四〇％)という期待を抱かれており、それに対して野党の民主党への改革をめざす党へのイメージは一〇％しかありませんでした。

## 四 二〇〇三年衆議院選挙

ところが、二〇〇三年一月衆議院選挙では、変動があり、民主党が躍進します。この選挙の特徴を述べておきましょう。

①有権者は自民党か民主党かという大政党のいずれかに投票する傾向をはっきり示してきました。小選挙区制の効果が投票行動を規定する様子が見られるようになったのです。

②この選挙結果をもとにシミュレーションすると、次のような推測が可能となります。かりに投票率が五八%であれば、与党（自民党・公明党・保守新党）の得票は四五・二%となります。それに対して野党（民主党・社民党）のそれは四四・三%です。投票率が六一%であると、与党は四三・九%、野党は五一・四%となります。さらに、投票率が七〇%にまで上昇すれば、与党は三八・三%、野党は五一・四%となる予測があります。実際の投票率は五八・八六%でした。投票率がよければ、与野党逆転現象が見られたかもしれません。民主党の小沢代表が選挙後、あと五%投票率が上昇していれば勝てた、と述べたことにはそれなりの根拠がありました。

③自民党の相対的な凋落傾向が指摘されます。自民党の得票数は、一九七九年にはだいたい二四〇〇万票あったのですが、有権者数が一億人に増加したのに、二〇〇三年には二四〇〇万票ほどと伸びていません。近年の自民党の得票は全有権者の四分の一度を限度とするようになっていきます。

ということとは、④自民党と民主党の得票差が縮小する傾向がはつきりしてきました。それに、⑤小泉効果による自民投票への上乗せ票に陰りが見え出したことです。それは「期待していたが効果が上がらず」という業績評価と党首のマイナスイメージが重なっていたようです。

## 五 二〇〇四年参議院選挙

二〇〇四年の参議院選挙では、選挙直前に可決された「年金改革」が選挙の争点となりました。今後、年金保険料は上がるのに反して受給額は下がる、という改革に国民は反発しました。NHKの出口調査によれば、①年金問題を投票で「最も重視した」有権者は四五%、「最重視しないが参考にした」が三九%、「あまり考えず」投票したのが八%、と年金改革問題が、自民党には不利な形で争点化されました。争点と業績が、結果的には、自民党には劣勢を余儀なくさせました。②自公連立政権の取り組みは評価するか否かでは、「あまり評価しない」「まったく評価しない」が半数以上を占めたことも与党側を不利にしたのです。その結果、③無党派層中の四九%（六四二万票）が民主党へ流れ、一五%（一九五万票）しか自民党に票を投じませんでした。④一人区では、自民党は二〇〇一年には二五勝二敗だったのに対して、二〇〇三年では一四勝一三敗と自民党の地盤である地方票をかなり失っています。その傾向は全国一単位の比例区でも見られ、⑤民主党三七%（二二一〇万票）、自民党三五%（二〇六六万票）という逆転現象は数字に表れています。

二〇〇四年参議院選挙結果から読み取れるのは何でしょうか。①自民党の衰退が明らかになったこと、②自民党にとって公明党との協力は不可欠な要素となつてきていること、③民主党が躍進したこと、④どの大政党も政権パートナーを必要とすること、⑤小政党が衰退したこと、その結果、⑥自民党・民主党・公明党からなる二・二分の政党制になったこと、です。

## 六 二〇〇五年衆議院選挙

二〇〇五年九月の衆議院選挙は、前年の参議院選挙とはまったく異なつた結果となりました。「郵政選挙」と名



づけられたように、小泉首相の悲願とも言える「郵政民営化」案をめぐる争点選挙となり、自民党の圧勝・小泉ブーム再来という結果となりました。この選挙のいくつかの特徴を確認しておきましょう。

①小選挙区の得票率では自民党は四八%、民主党は三六%で、議席占有率では自民は七三%（二〇〇三年五七%）、民主党は一七%（三五%）という結果でした。小選挙区制の効果が現れています。自民党は二一九議席（二〇〇三年一六八議席）、民主党は五二議席（二〇五議席）で、自民党の（とりわけ都市の選挙区での）躍進が目立ちました。

②自民党と公明党の協力による効果が顕著に現れたことです。小選挙区において、自民党が公明党の九候補者を推薦し、その結果は八勝一敗（勝率八九%）となっています。

③有権者が投票に際して重視した点では、社会保障が三九%、郵政民営化が三八%、政策や人柄が九%、政権選択が八%という数字になっています。完全に郵政民営化を念頭において、有権者が投票したわけではないことがうかがわれます。前年の参議院選挙の余波が残っているのか、社会保障に関心があるのは現在の事情を反映しているためでしょう。しかし、急に「郵政民営化」が争点として浮かび上がり、それだけに絞って選挙戦を戦った小泉首相・自民党のイメージは有権者に影響したことは確かかなようです。

この総選挙から次の点が明らかになります。①小泉首相はこの選挙の争点に郵政民営化だけに絞り、それに成功したこと、②小泉首相の「劇的手法」が有権者にその覚悟を感じ取らせたこと、そのことで、③小泉首相・自民党に変革への期待をいだかせたこと、最後に④小選挙区制の議席配分への効果ははっきりしてきたこと、です。

## 七 二〇〇七年参議院選挙

二〇〇七年七月参議院選挙では、また大きな変動がありました。その特徴は次の点です。①民主党が大勝し、自民党が大敗しました。②一人区では、自民党が六勝二三敗（二〇〇四年一四勝一三敗、二〇〇一年二五勝二敗）という結果となりました。③比例区では、自民党は二八・〇八%、民主党は三九・四八%、と民主党が自民党を得票総数では競り勝っています。具体的には、民主党は二〇議席、自民党は一四議席、公明党は七議席、共産党は三議席、社民党は二議席、国民新党は一議席、新党日本は一議席、無所属・諸派は議席なし、という結果です。

自民党の敗因は何だったのでしょうか。①年金、政治とカネの問題に対する、有権者の「怒り」が政権与党への「逆風」として働いたこと、②安倍首相の指導者としての資質やその指導力が問われ、安倍首相の主張する「美しい国」と、小沢民主党代表が繰り返し述べた、生活に密着した施策との差が、有権者が後者に重点を置いた民主党に有利な展開を示したこと、③自民党の支持基盤がその時だけ崩れただけでなく、その構造的凋落がはつきりしたことです。自民党にとって、「固い支持層」の集票マシーンが機能しませんでした。小泉前政権は「自民党を壊す」としたやり方が都市を中心とする「柔らかない支持層」からその時点では支持されましたが、その反面で旧来からの自民党の牙城である地方組織票を瓦解させてしまいました。小泉前首相を支持した人々が今後も自民党を支持し続けるとは限らない無党派層の大部分であったことは、自民党には皮肉なめぐり合わせ、としか言いようがありません。

「安倍政権の自民党は小泉改革の看板を引き継ぎながら、その一方で郵政造反組の復党に見られるような、党内融和も重視する路線に戻った。しかしその結果、地方の不満は相変わらず続き、新しい自民党に期待した有権者は離れた。改革路線は統投か見直しかがあいまいになった。肝心な点はあいまいにしてきたツケが小泉政権後迎えた

国政選挙での敗北になって現れた」と説明されるかもしれません。

では最後に、小選挙区制の政治的效果を意識しつつ、今説明してきました、有権者がどのような投票行動を採用するのか考えてみましょう。

#### IV メディアン・ヴォーターの存在

##### 一 有権者が投票時に選択する政策からの予測

現在の有権者が中道志向の政策を選択しやすいと考えるなら、政党は有権者を最大限確保するため、次の点を考慮しなければなりません。これは流動化した有権者像をどのように捉えるかという規準となります。言い換えれば、政党が有権者にどのような政策を提示できるかを考えなければなりません。有権者の志向からポイントを整理しておきましょう。

① メディアン・ヴォーター（中道志向の有権者）の好む点を政策に掲げた政党・候補者が選挙戦で勝利しやすいなら、小選挙区では各政党は中道志向の政策を選択するようになる。

② その結果、どの政党も類似する中道志向政策になりがちになる。小選挙区制では各政党の政策は、多数の有権者が支持する中道志向政策になってしまう。

③ 有権者は政党でなく政策を選択するようになる。各政党は有権者の大多数が望む政策を採用するようになる。

④ 有権者は、類似した政策を提示する二大政党候補者のいずれかを自分なりの規準で選び、その結果少しの得票差で、一方は政権与党、他方は野党になる。

⑤ 有権者の評価規準は、与党の統治実績を評価する場合には、与党に業績投票し、評価しない場合は野党に期

待投票する。

⑥ 小選挙区の政党間競走が、比例区を含めた全四八〇議席の行方を決定する。

⑦ 小選挙区制は、争点や党首評価などの規準に応じて、有権者が望む政策を実行する政権を作るために政権交代させる効果をもたらす。

## 二 戦略投票、政党分割投票、有効政党数

最近の有権者は、衆議院の小選挙区比例代表並立制の二票を利用し、戦略投票を実行するようになっていきます。言い換えれば、選挙制度が投票行動に影響を与えている、と言えます。有権者は小選挙区では自己の一票を死票にしたくないので、たとえば自民党候補者（または自民党が支援する公明党候補者）か、民主党候補者かか、いずれかに投票し、他方比例区では大政党だけでなく小政党にも政党名で投票する、二票を使い分けるコツを、何回かの選挙経験から、次第に学習してきました。これは、前者を戦略投票、後者を分割投票と呼ぶものです。

二〇〇〇年衆議院選挙から考えてみましょう。共産党は、小選挙区に候補者を立てますが、議席を獲得できません。小選挙区では有効政党数は三・七二（有効議会議政党数二・三五）、比例区では有効政党数は五・一五（有効議会議政党数四・七二）となっています。有効議会議政党とは、政権を担当できる政党に限定する用語なので、現実では小選挙区制での政党数は現実の二・二分の一政党制（自民・民主・公明）になっています。

この選挙では、自民党は小選挙区では四一・〇％（議席率五九・〇％）、比例区では二八・三％（三一・一％）を獲得しました。有権者は小選挙区と比例区での得票率の相違は、戦略投票あるいは分割投票の結果です。都市の無党派層はその傾向を強く持っています。逆に述べられることには、小政党は比例区でしか議席を獲得できなくな

りました。

自民党に比べて、民主党の得票は小選挙区で二七・六％（二六・七％）、比例区で二五・二％（二六・一％）なので、それほど民主党支持者は分割していない。ということは、小選挙区で共産党が候補者を立てなければ、共産党に一票投じてきた有権者は、棄権しなければ、おそらく小選挙区では民主党候補者に一票投じる、と推測されまゝ。それが実現すれば、小選挙区制は少しの差で議席が大きく変化しますので、民主党が自民党を抑える小選挙区が出てくるのが予測できます。つまり、政権交代が成立する可能性があります。

### 三 三つのシナリオ

衆議院の現行選挙制度はこれまで四回実施されていますが、今後のシナリオはどのように考えられるでしょうか。三つのシナリオがある、と言われます。

第一のシナリオは、小選挙区制を重視した行動が生じることを指摘しています。デュヴェルジエの法則には、社会の様々な利益は、統治のために、連合政権を形成するよりも、むしろ二つの大政党のいずれかに集約されること<sup>(3)</sup>が想定されています。そのために、有権者が、二大政党の党首のいずれかが首相になることを想定しつつ、当選の可能性ある二大政党の候補者のうち、より好ましい候補者に投票（戦略投票）するからです。その結果、小選挙区制が二大政党制を促進します。これはデュヴェルジエの法則どおりとなります。この流れが加速すると、今後、政界再編が起こるかもしれません。

第二のシナリオは、小政党が小選挙区に積極的に候補者を立てるようになることを指摘します。その理由は、有権者が大政党以外の政党を選択することを期待する思惑、それに小選挙区に小政党の候補者が立つことで、比例区

での自党への集票効果の活性化を期待できる、と考えられるからです。また重複立候補制は、小選挙区における惜敗率が比例代表選挙における当選順位を決定するために、積極的に小選挙区における得票を増加させようとする選挙戦を推し進めるようになります。その結果、小選挙区では候補者が乱立気味となります。この予測は今後、小選挙区において共産党と無所属の候補者が立候補を決意するかどうかにかかっていると思います。

第三のシナリオは、第一と第二のシナリオの中間形態を指摘しています。その理由は、有権者が小選挙区では二大政党候補者のいずれかに投票し、比例区では二大政党にとどまらず小政党へ投票するケースもあります。その結果、各政党は小選挙区、比例区の状態を判断しながら、勝算のありそうな小選挙区には候補者を立てるようにします。このシナリオは、すでに参議院選挙において見られます。参議院選挙の場合、都道府県単位の選挙区では大政党が議席を獲得しやすく、比例区では小政党なども議席獲得の可能性ががあります。これは分割投票を想定しています。

### むすび

これまで述べました選挙制度と投票行動から、デュヴェルジェの法則と現時点の状態との関係を整理しておきましょう。

現在の選挙制度の政治的效果と有権者の投票行動の現況を考えますと、小選挙区制の政治的效果が浸透し始めている、と述べてよいでしょう。それは、すでに以前から参議院選挙での一人区で示されてきたことです。それは政党本位の選挙に近づくとともに、二大政党制に近い構図が出現しかけているからです。その意味では、第一のシナリオになる可能性があります。三〇〇の小選挙区のうち、上位二党の合計は次のとおりです。一九九六年（自民

党・新進党)では二六五議席(小選挙区議席率八八%)、二〇〇〇年(自民党・民主党)では二五七議席(八五・七%)、二〇〇三年(自民党・民主党)では二七三議席(九一%)、二〇〇五年(自民党・民主党)では二七一議席(九〇・三%)、でした。この上位二党の議席獲得率は九〇%前後であり、現時点では、サルトーリの限定効果説、特に「構造化の弱い政党制」の説明とは関係なく、大政党の議席数と得票率を見る限りでは、事実上、デュヴェルジェの法則どおり選挙制度が政党制(数)を規定することになり、つまりそれは二大政党制が顕著になりつつある、とも言えます。この点から日本の場合、「構造化の弱い政党制」でありながら、特定地域だけで集票する地域政党の不在もあって、「拘束性の強い選挙制度」だけで、同法則を証明しています。日本の場合も、デュヴェルジェの法則が適用できる、と述べることができます。

もつとも日本の場合、考慮すべき点はまだまだ多々あります。衆議院選挙では、完全な小選挙区制を実施していない点、つまり比例代表制が一部加わっている点とともに、重複立候補制を認める点が存在するので、第二と第三のシナリオをまったく無視できない状況にあることも確かです。

さらに別の要素、たとえば、投票率の問題、投票行動の四規準の再検討、参議院選挙制度との関連、衆議院選挙制度にある比例代表制の効果、政治文化の状況などの影響を考慮しなければなりません。本日もお話ししましたデュヴェルジェの法則を日本の事情に応じて精緻化しなければなりません。本日の講演内容に加えて、様々な要素がどのように影響するかを考えなければなりません。今後の選挙研究の課題となるでしょう。その課題の分析を通じて、近い将来の選挙政治についての構図がはつきりしてくる、と考えられます。

(1) P・ノリス(二〇〇〇年、一三九頁)によれば、混合型の選挙で単独政権のできる割合は三六・四%である。この数字

は比例代表制による影響が現れていることを示している。小政党が議席を獲得できる機会があること、それに議席が得票に比例配分されるので、小選挙区制による「選挙ポータス」のような過大代表が大政党にあまりもたらせないことが理由になる、と考えられる。

(2) 影山日出夫「安倍政権の前途多難」『時論・公論』NHK総合二〇〇七年七月二十九日放送から引用。

(3) S.Bowler, Electoral System, R.A.W.Rhodes, S.A.Binder, B.A.Rockman(eds), *The Oxford Handbook of POLITICAL INSTITUTIONS*, Oxford New York 2006, p.581.

#### 参考文献

影山日出夫「自民不振と小泉政治」『時論・公論』NHK総合、二〇〇四年七月一二日放送

加藤秀治郎「『並立制』の下での総選挙と政党制——理論的考察」『東洋法学』第四九卷第二号、二〇〇六年一四七一—一六二頁

加藤秀治郎「日本の選挙」中公新書、二〇〇三年

加藤秀治郎編「選挙制度の思想と理論」叢書房、一九九八年

樺島郁夫「自民『歴史的大敗』へ「一五のデータ」」『論座』二〇〇〇年三月—四月、四四—六二頁

樺島郁夫「マスコミの予測はなぜ外れたか」『論座』二〇〇〇年八月、一四—一七頁

樺島郁夫「無党派が蜂起する」『論座』二〇〇一年四月、一四—三三頁

樺島郁夫・谷口将紀・菅原琢「限界に達した？小泉マジック」二〇〇四年五月、一八—三四頁

樺島郁夫「小泉パブルの謎を解く」『論座』二〇〇一年七月、四〇—五九頁

川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子「現代の政党と選挙」有斐閣アルマ、二〇〇一年

E.S.Krauss, B.Nyblade, 'Presidentialization in Japan? The Prime Minister, Media and Elections in Japan, *British Journal of Political Science*, 35(2), 2005, 357-368.

小林良彰『選挙制度 民主主義再生のために』丸善ライブラリー、一九九四年

小林良彰『制度改革以降の日本型民主主義 選挙行動における連続と変化』木鐸社、二〇〇八年

G.Sartori, *Comparative Constitutional Engineering*, 2<sup>nd</sup> ed., London, Macmillan, 1997 (邦訳『比較政治学』早稲田大学出版部、



二〇〇〇年)

谷口将紀・菅原琢・樺島郁夫「自民にスウィングしたらかい構造改革派」『論座』二〇〇五年一月、九三—一〇四頁

P・ノリス、岡田浩詠「選挙制度の選択——比例代表制・多数代表制・混合制」岩崎正洋、工藤裕子、佐川泰弘、B・サンジャックス、J・ラボンス編『民主主義の国際比較』一藝社、二〇〇〇年、二二〇—一四六頁

田中愛治「衆議院選挙の意味するもの」『視点・論点』NHK教育、二〇〇五年九月二三日放送

M・デベルジェ『政党社会学』潮出版社、一九七〇年

的場敏博「選挙制度改革後の政党政治——衆議院選挙の結果を手がかりに——」『法学論叢』第一五六卷第五・六号、二〇〇五年三月、一五四—二一五頁

ステイブン・R・リード「デュヴェルジェの法則」猪口孝ほか編『政治学事典』弘文堂、二〇〇四年、七七—一頁

ステイブン・R・リード『比較政治学』ミネルヴァ書房、二〇〇六年

Steven R Reed, Duverger's Law is Working in Japan. 『選挙研究』一二号、二〇〇七年、九六—一〇六頁

水崎節文・森裕城『総選挙の得票分析』一九五八—二〇〇五』木鐸社、二〇〇七年

\*本講演録は、筆者が二〇〇八年五月一六日、第五九回近畿都市選挙管理委員会総会（於、大和高田文化会館さんかホール）において行った講演録を修正・加筆したものである。本講演の招聘では、近畿都市選挙管理委員会連合会会長の中川勝子氏に、また講演会当日までの段取りでは、大和高田市選挙管理委員会事務局の藤岡厚則氏をはじめ多くの方々にお世話になりました。誌上を借りて心よりお礼を申し上げます。